

## 介護老人福祉施設入所契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と特別養護老人ホームのべやま（以下「事業者」という。）は「特別養護老人ホームのべやま」（以下「施設」という。）において、事業者が利用者に対して行う介護福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

### （目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和　年　月　日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。

2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （施設サービス計画）

第3条 事業者は、施設サービス計画に関して、次の各号に定める事項を行います。

- (1) 利用者についての解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉サービスの目標及びサービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明します。

### （介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

### （介護保険給付対象外サービス）

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、次の各号のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 居室の提供

(3) 利用者に対し理美容業者への予約および紹介等

(4) レクリエーション、行事等

2 前各号のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担金を事業者に支払うものとします。

ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとし、要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

3 前項の他、利用者は居住費、食費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

4 前3項に定めるサービス利用料金は利用日数に基づき1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月20日までに事業者が指定する方法（金融機関口座からの自動引き落としを原則とする）で支払うものとします。

(利用料金の変更)

第7条 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1ヵ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し利用者からの聴取・確認の上、必要な措置を講ずるものとします。

- 3 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、適切な処置を行います。
- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、これを5年間保管します。当該記録については利用者もしくはその代理人の請求に応じこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し複写代は利用者もしくはその代理人が負担するものとします。
- 6 事業者は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(身体的拘束その他行動制限)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。この場合、事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に十分説明し、同意を得ます。またサービスの提供記録にその内容を記載します。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者、サービス従事者または従業者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
  - 3 事業者は、利用者に関わる他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

(利用者の権利擁護)

- 第11条 利用者の権利擁護のため、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業等の活用又は情報提供を行います。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第 12 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第 13 条 事業者は、サービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既

に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了)

第 16 条 以下の各号に該当した場合、契約を終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- (3) 利用者が他の介護保険施設等（介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム等）に入所した場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(利用者からの解約)

第 17 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、第 7 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
  - (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの解約)

第 18 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状況が要介護 1 または 2 と判定された場合

- (2) 利用者が連續して 2 カ月を超えて病院または診療所に入院した場合
- (3) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、契約の信義則に反し、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (5) 利用者、その家族、関係者が、事業者や職員、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

[本項目に該当する具体例]

セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合

(その他の解約)

第 19 条 利用者が、第 17 条第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(契約の終了に伴う援助)

第 20 条 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取り扱い)

第 21 条 利用者が病院または診療所に入院した場合、2 カ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

2 利用者が病院または診療所に入院した後同一月内 6 日以内に退院した場合は、

利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）、並びに居住費を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が同一月内6日を超える場合には、利用者は所定のサービス料金を支払う必要はありません。

- 3 利用者の入院期間中、事業者は利用者の利用していたベッドを短期入所生活介護用のベッドとして活用することができるものとします。ただしこの場合、第2項に定める費用は算定しません。

（居室の明け渡し）

第22条 利用者は、本契約が終了した場合において、第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 利用者は、契約終了時までに居室を明け渡さない場合または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を、事業者に支払うものとします。

（残置物の引取等）

第23条 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引取人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。残置物引取人は、特に指定する場合を除き、代理人とします。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者または残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者または残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、利用者または残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項ただし書の場合を除いて、利用者または残置物引取人が引き取りに必要な期間を過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者または残置物引取人に引き渡すものとします。  
ただし、その引き渡しに係る費用は利用者または残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、利用者自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

（一時外泊）

第24条 利用者は、事業者の同意を得た上で、原則として1回1週間を限度とし、外泊す

することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者が外泊の期間中、事業者は利用者の利用していたベッドを短期入所生活介護用のベッドとして活用することができるものとします。ただしこの場合、第2項に定める費用は算定しません。

(外出)

第 25 条 利用者は、事業者の同意を得た上で外出することができるものとします。

(代理人)

第 26 条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(連帯保証人)

第 27 条 利用者は、施設の入所に当たり、連帯保証人を選任するものとします。利用料等の支払に支障が生じた場合には、連帯保証人が利用者本人に代わって利用料等の支払義務を負います。支払いの極度額は240万円とします。ただし、連帯保証人は利用者と生計を別にした者とします。

(苦情処理)

第 28 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情処理に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(事故発生時の対応)

第 29 条 事業者は、利用者に対し、サービス提供により事故が発生した場合は速やかに家族等に連絡するとともに必要な措置を行います。

(協議事項)

第 30 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、介護保険法その他の諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

## (地域医療ネットワークサービス)

第31条 施設は利用者に係る情報を敏速かつ効率的に活用するため、地域医療ネットサービスの利用が必要と判断した場合、地域医療ネットワークサービスを利用するものとします。同意を得られない場合には佐久総合病院（小海分院）に対してその旨をお知らせします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者と利用者およびその代理人、連帯保証人が記名の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 長野県南佐久郡南牧村野辺山 65-3

施設名 特別養護老人ホームのべやま

代表者 施設長 柴崎 好広

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

署名代行者 氏 名 (利用者との関係) \_\_\_\_\_

成年後見人・代理人 住 所 \_\_\_\_\_

(いざれかに丸を付ける) 氏 名 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( )

(極度額 240万円)

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( )